

## 今後の行政改革の方針（抄）

[評価の試行に係る部分]

平成 16 年 12 月 24 日  
閣 議 決 定

### 6 公務員制度改革の推進等

#### (1) 公務員制度改革の推進

##### ア 基本方針

公務員制度改革については、これまで、「公務員制度改革大綱」（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）の趣旨を踏まえ、「今後の公務員制度改革の取組について」（平成 16 年 6 月 9 日与党申入れ）を受けて改革の具体化を進めてきたところであるが、制度設計の具体化と関係者間の調整を更に進め、改めて改革関連法案の提出を検討する。

一方、現行制度の枠内でも実施可能なものについては早期に実行に移し、改革の着実な推進を図る。

##### イ 当面の取組方針

当面、現行制度の下において、退職管理、人材の確保・育成・登用等に関する改革を着実に進める観点から次の事項について重点的に取り組み、その結果は、法制化を含む検討に活用していくものとする。

##### (イ) 評価の試行

能力本位で適材適所の人事配置を推進するとともに効果的な人材育成を図るためには、職員が職務行動を通じて発揮した能力等をよりの確に把握することが必要であり、現行制度の下における評価手法を改善し、より実効ある評価を通じた公務能率の一層の増進を図る。このため、公務部門の多様な職場、職種に対応した評価手法を開発し、定着させていく観点から、平成 17 年度中に本府省を対象とした試行に着手し、その結果を踏まえた改善を行いつつ、段階的な取組みを進めることとし、具体的内容の検討を早急に行う。

##### ウ 当面の改革の進め方

上記イの（ア）の（i）、（イ）及び（ウ）については、内閣官房及び実際の人事管理に当たる各府省との連携の下、人事院の協力を得つつ、総務省が中心となって検討、調整を行い、推進する。上記イの（ア）の（ii）については、内閣官房が中心となって検討、調整を行い、推進する。

また、現行制度下における改革の推進を図る観点から実施体制を整備する。